

亘理町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 29 日

亘理町監査委員 齋 藤 功

亘理町監査委員 永 浜 紀 次

記

1 監査の期間及び場所

期 間 平成 19 年 11 月 13 日(火) ～ 平成 20 年 2 月 18 日(月)までの 14 日間

場 所 監査委員室及び出先機関

2 監査の対象

全 9 課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局並びに出先機関
(高屋小学校・逢隈小学校・吉田中学校・学校給食センター・佐藤記念体育館
吉田支所・吉田公民館・農村環境改善センター・吉田体育館・鹿島保育所・
逢隈児童館・二杉園・国民保養センター・図書館・郷土資料館)

3 監査の目的及び着目点

「亘理町監査基準」に基づき、各課(局)各施設から提出された監査調書・関係書類帳簿等により担当者から説明を聴取するとともに、事務事業及び経営管理が適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。

また、それぞれ下記の個別監査事項について重点的に監査を実施した。

対 象 課 等	監 査 対 象 項 目
総 務 課	交通安全関係について 防災関係について 選挙事務関係について
企 画 財 政 課	財産管理について 指定管理者制度について 町民乗合自動車運行について
税 務 課	課税及び徴収状況について
町 民 生 活 課	戸籍及び住民基本台帳関係について 総合窓口業務について 国民年金業務について 保健衛生・環境衛生関係について
保 健 福 祉 課	福祉に関すること 保健衛生関係について 介護保険関係について 国保・老健に関すること 児童館・保育所関係について
産 業 観 光 課	園芸産地活性化交流事業について 食糧需給総合対策事業について 生産調整推進対策事業について 農道整備事業について（町単独事業） 農業用排水路管理事業について 商店街活性化事業について 国民保養センターの管理運営について
都 市 建 設 課	道路整備について（補助事業）・（町単独事業） 都市計画街路事業について 駐車場・駐輪場の管理について 公営住宅の管理について 各課からの委託工事について 都市公園整備事業について
上 下 水 道 課	下水道事業について(補助事業)・(町単独事業) 合併処理浄化槽設置整備事業について 配水管布設工事について

会 計 課	会計事務について
学 務 課	学校施設整備について 学校事務関係について 学校給食関係について 教員補助員配置事業について 奨学資金貸付事業について
生 涯 学 習 課	青少年育成関係事業について 文化財保護関係事業について 海洋センターの事業について 各公民館・体育館事業について
農 業 委 員 会	農地転用事業について 農用地利用集積事業について 農業経営基盤強化増進事業について
議 会 事 務 局	議会事務・監査事務について

4 監査の結果と意見

財務に関する事務の処理及び事業の管理、事務の執行については、適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。